

## 令和5年度事業計画

### 1 事業活動方針

暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動、不当な行為についての相談事業、不当な行為による被害者の救援等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害者の救済を図るため関係機関との緊密な連携のもとに次の事業を実施する。

### 2 事業内容

#### (1) 暴力団排除に関する広報啓発事業

##### ア 暴力追放県民大会

目的 暴力団追放気運の高揚を図る。

内容 暴力団情勢及び被害予防対策の周知、暴力追放功労団体（者）表彰、暴力追放宣言等を行う。

参加者 県内事業者、住民、関係団体等

##### イ 広報啓発事業

目的 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図る。

事業内容 機関誌の発行、暴力団対応マニュアル、ポスター、リーフレット、ステッカー等の作成配布のほか、DVDの貸出し等を行う。

#### (2) 暴力団排除組織に対する支援事業

##### ア 地域暴力団排除組織連絡協議会総会

目的 54の地域暴力団排除組織の連絡調整を図り、暴力追放運動の充実を図る。

事業内容 地域暴力団排除組織及び関係機関団体との暴力団排除活動に関する情報交換、連絡調整等を行う。

参加者 地域暴力団排除組織の会員、関係機関、団体等

##### イ 地域暴力団排除組織への交付金支給

目的 地域暴力団排除組織の活動を支援する。

事業内容 地域暴力団排除組織の活動状況等に応じ、交付金を交付する。

##### ウ 民間暴力団排除組織に対する支援

目的 各種民間暴力団排除組織の活動を支援する。

事業内容 暴力団排除活動用の資器材（不当要求対応要領のDVD、行進用横断幕、のぼり、たすき、腕章等）の貸出し、賛助会セミナーの開催、民間暴力団排除組織が行う総会等への職員の派遣。

(3) 暴力団排除に関する相談事業

ア 相談活動

目的 暴力団員による不当な行為に関する相談に応じ、対応要領を教示して被害の予防及び解決を図る。

事業内容 暴力追放相談委員（弁護士及び警察OB）による面接、電話、メール等での相談、受理に応じる。

イ 三者協定による活動

目的 県警、神奈川県弁護士会、暴力追放推進センターの三者が連携し、暴力団員等による不当な行為の被害の防止及び回復を図る。

事業内容 民事介入暴力対策研究会を開催し、暴力団情報の交換、民事介入暴力の研究、検討等を行うほか、対象事案に三者で連携して対応する。

(4) 少年に対する暴力団の影響を排除する事業

目的 少年への組加入強要、勧誘、脱退妨害等の排除を図るとともに、離脱少年の社会復帰を支援する。

事業内容 少年向けのリーフレットを作成し、関係機関等に配布するほか、少年問題対策機関等と連携し、少年に対する暴力団の影響を排除する。

(5) 暴力団離脱者援助事業

目的 暴力団員を社会復帰させるため、離脱を希望する組員に対し、離脱指導及び就労支援を行う。

事業内容 生活相談や就職相談に応じて社会復帰及び口座開設の支援をするほか、関係機関、団体で構成する神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の充実に努める。

(6) 受託講習事業

目的 事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導、資料の提供、助言等を行う。

事業内容 県公安委員会からの委託を受け、不当要求防止責任者のうち2,000人を対象に25回の講習を実施する。

(7) 不当要求情報管理機関支援事業

目的 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により不当要求情報管理機関として公安委員会に登録されている団体に対し、資料や情報を提供するなどしてその活動を支援する。（現在、神奈川県内に該当する団体はない。）

(8) 被害者救援事業

ア 見舞金の支給

目的 対立抗争による巻き添え、お礼参り、暴力団追放運動への参加等によって被害を受けた被害者を援助する。

事業内容 5万円を限度として見舞金を支給する。

イ 民事訴訟支援

目的 暴力団事務所明渡し訴訟、暴力団員の不法行為に対する損害賠償請求等の民事訴訟を支援する。

事業内容 100万円を限度として訴訟費用を貸し付ける。

(9) 暴力団事務所の使用差止請求事業

目的 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する。

事業内容 暴力団事務所付近の住民等から当該事務所使用差止請求の委託を受け、暴力追放推進センター名で請求に関する裁判上又は裁判外の行為をする。

(10) 少年指導委員に対する研修事業

目的 少年指導委員による暴力団の影響排除のための活動を促進する。

事業内容 少年指導委員に対し、暴力団情勢、暴力団の影響排除事例の発表、講話等を実施する。

(11) 調査研究、情報収集事業

目的 暴力追放推進センターの事業に活用する。

事業内容 刊行物等から暴力団の活動実態等の情報収集に努めるほか、関係機関等が開催する研修会、キャンペーン等に職員を派遣し、暴力団排除事例や他県の暴力団情勢について情報を収集する。